

2026年6月  
(2026-20)

## 検体検査実施料の改正に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月の診療報酬改定において、微生物検査の細菌顕微鏡検査並びに細菌培養検査の算定方法の一部が改正されました。今回の改定により、細菌培養同定検査に加えて真菌培養を実施した場合、新たに真菌培養加算を算定できるようになりました。

何卒ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### ◆変更日

令和 8 年 6 月 1 日（月）ご依頼分より

### ●検査報告書の保険点数表示

- ①同一検体で一般細菌と真菌の培養同定検査をご依頼の場合、検査報告書に真菌培養加算（122点）を追記致します。
- ②同一検体で一般細菌に併せて目的菌（カンジダ、アスペルギルスなど）をご依頼の場合、検査報告書に真菌培養加算（122点）を追記致します。
- ③血液培養では、真菌の培養同定検査または、目的菌を併せてご依頼頂いても真菌培養加算は追記致しません。

### 【保険点数表示の変更例】

検査依頼	2026年6月1日～	～2026年5月30日
(材料：呼吸器) 一般細菌培養同定	一般細菌培養同定 (180点)	同左
(材料：呼吸器) 一般細菌培養同定 + 真菌培養同定	一般細菌培養同定 (180点) + 真菌培養加算 (122点)	一般細菌培養同定 (180点)
(材料：呼吸器) 一般細菌培養同定 + 目的菌 (カンジダなど)	一般細菌培養同定 (180点) + 真菌培養加算 (122点)	一般細菌培養同定 (180点)
(材料：血液培養ボトル) 一般細菌培養同定 + 真菌培養同定	一般細菌培養同定 (240点)	一般細菌培養同定 (225点)
(材料：血液培養ボトル) 一般細菌培養同定 + 目的菌 (カンジダなど)	一般細菌培養同定 (240点)	一般細菌培養同定 (225点)